

## 被災者生活再建支援金

お住まいの住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に支給します。  
住宅の被害状況によって基礎支援金が、住宅の再建方法によって加算支援金が支給されます。

### ■対象世帯と支給額(カッコ内は単身世帯の場合の支給額)

区分	基礎支援金	加算支援金		合計
	支給額	住宅の再建方法	支援金額	
全壊 解体※ 長期避難	100万円 (75万円)	建設・購入	200万円 (150万円)	300万円 (225万円)
		補修	100万円 (75万円)	200万円 (150万円)
		賃借	50万円 (37.5万円)	150万円 (112.5万円)
大規模半壊	50万円 (37.5万円)	建設・購入	200万円 (150万円)	250万円 (187.5万円)
		補修	100万円 (75万円)	150万円 (112.5万円)
		賃借	50万円 (37.5万円)	100万円 (75万円)
中規模半壊 半壊	—	建設・購入	100万円 (75万円)	100万円 (75万円)
		補修	50万円 (37.5万円)	50万円 (37.5万円)
		賃借	25万円 (18.75万円)	25万円 (18.5万円)

※お住まいの住宅が半壊した、または敷地に被害が生じたことで、倒壊の危険などから、やむを得ず解体した場合

### ■申請期限

- ・基礎支援金：令和7年1月31日(金)まで
  - ・加算支援金：令和9年2月1日(月)まで
- ※基礎支援金と加算支援金は、分けて申請することができます。

### ■必要書類

- ・申請書
- ・り災証明書
- ・世帯主の預金通帳の写し(フリガナが記載されているもの)
- ・マイナンバーカードなど個人番号が分かるもの(ない場合は住民票の写し)
- ・解体証明書(解体で申請の場合)
- ・契約書の写し(加算支援金を申請する場合)

### ■申請先

総合支援窓口(パトリア4階フォーラム七尾 多目的ホール)  
原則として、世帯主の人がお手続きください(世帯主以外の際は要相談)



問 防災交通課 ☎53-6880